

各支部長 様

岐阜県剣道連盟
会長 堤 俊彦

第 50 回 岐阜県秋季少年剣道錬成大会実施要領の一部訂正について
みだしの件の大会要項の一部を、下記のとおり訂正いたしますのでよろしくお願
いいたします。

記

1 訂正箇所

10 錬成方法

(4) 基本判定試合の元立ちは、当該試合者の次選手(例)先鋒の場合は、次鋒
が元立ちとし、大将は先鋒が元立ちとする。

を

(4) 基本判定試合の元立ちは、先鋒は大将が元立となり、次鋒は先鋒が元立と
なり、中堅は次鋒が元立ちとなり、副将は中堅が元立ちとなり、大将は副将
が元立ちとなる。

と 訂正します。

なお、選手から元立ちに移動する際(礼の後)は、真っすぐ元立ち位置へ移動する。

2 低学年の打ち込み稽古について

切り返しを終えた後、

面、小手(小手打ちの後は体当たり)、胴、^{2 段 技}小手→^{2 段 技}面、^{2 段 技}小手→^{2 段 技}胴、面を行う。

の中で小手については、小手打ちの後の体裁きは、体当たり又は右、左に抜ける等
指導者によって異なりますので、本大会では小手打ちの後は体当たりとしました
体当たり後は、元立ちは下がりながら間合いを取り、次の技、胴打ちに進む。

としてください。

以上